

令和5年12月清須市議会定例会会議録

令和5年12月1日、令和5年12月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	天埜幸治	
企	画	部	長	河口直彦
総	務	部	長	岩田喜一

危機管理部 長
市民環境部 長
健康福祉部 長
会計管理者
教育部 長
監査委員事務局 長
総務部次長兼総務課 長
総務部次長兼財産管理課 長
総務部次長兼収納課 長
市民環境部次長兼生活環境課 長
健康福祉部次長兼子育て支援課 長
健康福祉部次長兼健康推進課 長
建設部 参事
人事秘書課 長
企画政策課 長
企業誘致課 長
財政課 長
税務課 長
危機管理課 長
市民課 長
保険年金課 長
産業課 長
西枇杷島市民サービスセンター所 長
清洲市民サービスセンター所 長
春日市民サービスセンター所 長
社会福祉課 長
高齢福祉課 長
土木課 長
都市計画課 長

丹羽久登
石田隆
加藤久喜
三輪好邦
石黒直人
吉田敬
楢本雄介
飯田英晴
辻清岳
松村和浩
吉野厚之
古川伊都子
猿渡一樹
岡田善紀
林智雄
沢田茂
服部浩之
渡辺由利子
舟橋監司
藏城浩司
浅野英樹
梶浦庄治
下村辰之
石田讓
佐藤嘉起
鈴木許行
寺社下葉子
村瀬巧
鈴木雅貴

上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は、次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 5 0 号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 5 1 号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 5 2 号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 清須市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例案

- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 6 0 号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 6 1 号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結について
- 日程第 1 9 議案第 6 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 6 3 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 1 議案第 6 4 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 6 号）案
- 日程第 2 2 議案第 6 5 号 令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 2 3 議案第 6 6 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 2 4 議案第 6 7 号 令和 5 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 2 5 議案第 6 8 号 令和 5 年度清須市水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 2 6 議案第 6 9 号 令和 5 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 2 7 報告第 8 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について
- 日程第 2 8 報告第 9 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和5年12月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

本日の会議を開きます。

本日、長谷川建設部長より欠席の届出が提出されています。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、10番小崎議員、11番飛永議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの20日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について、報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年8月分から10月分までの現金出納の検査の結果について及び同法第199条第9項の規定により、定期監査の結果報告書が議会宛てに提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第4、諮問第4号から日程第28、報告第9号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

日程第4、諮問第4号から日程第6、諮問第6号までの案件については、人事案件でございますので、委員会付託を省略し、本日採決したいと思います。採決の方法は、諮問案件ですので、起立ではなく簡易表決とし、採決に先立ち質疑を行うこととなります。

その後、日程第7、議案第50号から日程第28、報告第9号までの22案件につきましては、担当部長より内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は、一括して内容の説明を受けます。

なお、日程第7、議案第50号から日程第26、議案第69号までの20案件につきましては、本日は、提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は、12月4日正午までに発言通告書を提出していただき、12月7日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

日程第27、報告第8号及び日程第28、報告第9号につきましては、報告案件ですので、担当部長より内容の報告を受けます。

以上のような進め方でございますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第4、諮問第4号から日程第28、報告第9号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長 (永田 純夫君) 登壇 >

市長 (永田 純夫君)

おはようございます。

本日は、令和5年12月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席を賜り誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、御配付いたしました市長提出議案等のとおり、人権擁護委員の諮問3件、条例の一部改正案11件、工事請負契約の締結1件、公の施設の指定管理者の指

定1件、市道路線の認定及び廃止1件、一般会計等の補正予算案6件、専決処分の報告2件でございます。諮問3件につきましては、本日、御審議と御議決を賜りたいと存じます。

それでは、各案件につきまして、順次、提案理由を説明いたします。

諮問第4号から第6号まで、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、近藤太佳子氏を人権擁護委員として引き続き推薦するとともに、荒井正恵氏及び金尾正枝氏を人権擁護委員として新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。それぞれの方の経歴は、御配付いたしました諮問案の裏面に記載をいたしました。

議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案につきましては、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針等に基づき、公共施設の使用料等を改定するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案につきましては、市の事務で特定の者のためにするものの利益を受ける者と利益を受けない者との負担の公平性を考慮し、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針等に基づく公共施設の使用料等の改定に併せ、利益を受ける者から徴収する手数料を改定するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して

支給する給料月額等を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第55号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する給料月額等を引き上げるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第56号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、手当の名称変更等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第58号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、個人番号を独自に利用することができる事務に福祉医療制度による医療費の支給に関する事務及び不妊治療に要する費用の助成に関する事務を追加するとともに、庁内において連携することができる特定個人情報に福祉医療制度における受給資格者又は不妊治療費助成制度における対象者の確認に必要な情報を追加するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第59号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第60号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理するため、条例の一部を改正する

ことについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第61号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結につきましては、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札により落札いたしました川崎設備工業株式会社中部支社と清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、清須市清洲総合福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第63号 市道路線の認定及び廃止につきましては、民間事業者が計画する開発事業に対応するため、市道路線の認定及び廃止を行うことについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第64号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第6号）案につきましては、令和6年4月に予定をしている子育て応援に関する宣言と併せて、本市が実施する子育て支援施策の情報発信を行うための経費の追加や、ふるさと寄附金の増収見込みに伴う返礼品等の経費を増額するほか、人事院勧告に鑑み、給与改定などに伴う人件費等に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は1億8,905万5,000円を減額し、予算の総額は319億532万4,000円となります。

議案第65号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、子育て世帯の負担軽減などの観点から、産前産後における国民健康保険税の免除制度を令和6年1月から開始するほか、人事院勧告に鑑みた給与改定などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は473万3,000円を追加し、予算の総額は62億645万6,000円となります。

議案第66号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、令和6年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る経費を増額するほか、人事院勧告に鑑みた

給与改定などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は597万7,000円を追加し、予算の総額は52億2,851万3,000円となります。

議案第67号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、人事院勧告に鑑みた給与改定に伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は12万円を追加し、予算の総額は16億8,296万5,000円となります。

議案第68号 令和5年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、人事院勧告に鑑みた給与改定などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は42万3,000円を追加し、予算の総額は4億1,550万9,000円となります。

議案第69号 令和5年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、人事院勧告に鑑みた給与改定などに伴う人件費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は79万3,000円を追加し、予算の総額は42億6,749万8,000円となります。

報告第8号及び第9号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解することについて）の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明をさせますので、十分に御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま提案理由の説明が、終わりました。

これより諮問案件の採決を行います。内容が同じ案件のため、一括で採決を行うことが議会運営委員会において決定をしております。

それでは、提案説明のありました日程第4、諮問第4号から日程第6、諮問第6号までの人権

擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての3案件の質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

質疑はないようですので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第4、諮問第4号から日程第6、諮問第6号までの人事擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての3案件について、一括してお諮りいたします。

人権擁護委員に近藤太佳子氏を始め3人の方を適任とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

御異議はございませんので、近藤太佳子氏を始め3人の方を適任とすることに決定いたします。

日程第7、議案第50号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長 (岩田 喜一君) 登壇 >

総務部長 (岩田 喜一君)

総務部長、岩田です。

議案第50号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示にさせていただき、令和5年12月清須市議会定例会市長提出議案等の7ページと令和5年12月清須市議会定例会市長提出議案等説明資料の4ページを御覧ください。

まず、議案の7ページです。

議案第50号

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針等に基づき、公共施設

の使用料等を改定するため必要があるからです。

議案の 8 ページを御覧ください。

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案

清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例

この条例の一部改正案は、第 1 条 西枇杷島会館設置条例の一部改正から第 19 条 水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正までの 19 条立ての構成になっています。

19 の条例を一部改正して、46 の施設の使用料をそれぞれ改正します。

説明資料の 4 ページに目を移していただき、三つ目の丸を御覧ください。

今回の改正は、主に清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づく定期的な見直し、5 年を目安とした改正です。各施設共に現行使用料の 0.8 倍から 1.2 倍までを改定範囲とする激変緩和措置を講じています。今回の改正により、受益者の負担割合は、施設全体で現行の 33% から 2 ポイント上がり 35% となりますが、依然、税金での補填割合が高く設定されています。

四つ目の丸を御覧ください。まず、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づく施設の使用料の改定です。

基本方針では、14 の条例、28 の施設が該当します。

まず、(1) 危機管理部の所管は、アの新川ふれあい防災センターです。各部屋使用区分ごとに現行使用料と新使用料、増減額を表記しています。一番上の集会室 I を例に御覧いただくと、1,470 円が 1,750 円となり、280 円増額します。

それでは、説明資料の 5 ページを御覧ください。

(2) 健康福祉部の所管は、アの清洲総合福祉センター、イの西枇杷島老人福祉センター、ウの西枇杷島生きがいセンター、エの春日老人福祉センターです。

(3) 建設部の所管は、アの庄内川水防センター、イの水の交流ステーションです。

説明資料の 6 ページを御覧ください。

(4) 教育委員会事務局教育部の所管は、アの西枇杷島会館、イの清洲市民センター、ウの西枇杷島小田井公民館、エの朝日公民館、オの一場公民館、カの春日公民館、イの清洲市民センターからカの春日公民館までは、公民館の設置及び管理に関する条例によるもので、条例の一部改正案第 2 条において改正されます。説明資料の 7 ページを御覧ください。引き続き教育委員会事務局教育部の所管です。2 段落目のキの西枇杷島勤労福祉会館、クの春日 B & G 体育館、ケの屋

外社会体育施設、屋外社会体育施設は、西枇杷島野球場を始め11施設が該当をします。説明資料の8ページを御覧ください。中ほどのコ 新川地域文化広場、サの清洲勤労福祉会館、説明資料の9ページを御覧ください。下段まで清洲勤労福祉会館の続きです。

ここまでの施設が、基本方針に規定されている施設、28の施設の使用料の改定、改正となります。

説明資料の10ページを御覧ください。

次の丸は、その他の施設、基本方針には該当しない、その他の施設の使用料等の改定です。五つの条例で18の施設となります。

(1) 市民環境部の所管は、清洲城、市民農園です。

説明資料の11ページを御覧ください。

(2) 建設部の所管は、はるひ夢の森公園、こちらは、公園内のバッテリーカー等が該当します。

(3) 教育委員会事務局教育部の所管は、はるひ美術館、学校施設です。

それでは、議案の14ページを御覧ください。

中ほどの附則です。

第1項 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年度における市民農園の使用期間に関する特例と次項第2項の規定は、それぞれ経過措置の規定ですが、公布の日から施行します。

第2項は、令和6年3月末までに令和6年4月1日以降の利用の許可を受けた場合、その使用料については、改正後の新使用料を徴収する旨を規定したものです。

議案第50号の説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第8、議案第51号 清須市手数料条例等の一部を改正する条例案、日程第9、議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案、日程第10、議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、日程第11、議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、日程第12、議案第55号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第13、議案第56号 清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案の6案件について、企画部長より内容の説明を求めます。

河口企画部長。

< 企画部長（河口 直彦君）登壇 >

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第51号から議案第56号までを続けて御説明いたします。

市長提出議案等は15ページを、そして、議案等説明資料も併せて15ページをお願いしたいと思っております。

議案第51号

清須市手数料条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、市の事務で特定の者のためにするものの利益を受ける者と利益を受けない者との負担の公平性を考慮し、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針等に基づく公共施設の使用料等の改定に併せ、利益を受ける者から徴収する手数料を改定する必要があるからです。

市長提出議案は、16ページをお願いします。

清須市手数料条例等の一部を改正する条例案

清須市手数料条例等の一部を改正する条例

第1条で清須市手数料条例を、そして、第2条で清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を、そして、第3条で清須市新川墓地条例の一部をそれぞれ改正するものです。

主な内容を説明いたします。

議案等説明資料の15ページをお願いします。

第1条で改正する手数料条例は、優良宅地造成認定申請手数料、そして、優良住宅新築認定申請手数料を、説明資料の表にありますように手数料の額を改めるものでございます。

第2条で改正します廃棄物の減量及び適正処理に関する条例では、可燃ごみ処理手数料、不燃ごみ処理手数料及びし尿処理手数料を、説明資料の表にありますように手数料の額を改めるとともに、空き缶及び金物に関する処理手数料を廃止するものであります。

第3条で改正いたします新川墓地条例につきましては、手数料の名称であった「清掃管理手数料」を「管理手数料」と改めるとともに、その額を「500円」から「800円」に改めるものです。

提出議案の16ページに目を移していただきまして、こちらが、ただいま御説明させていただきました条文について整理したものとなります。

附則につきましては、市長提出議案の17ページを御覧ください。

1項で施行期日とし、令和6年4月1日から施行するとし、2項から4項は、それぞれの経過措置としております。

議案第51号の説明は、以上です。

続きまして、議案第52号について御説明いたします。

市長提出議案等の19ページ、そして、議案等説明資料の16ページをお願いしたいと思います。

議案第52号

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

市長提出議案等の20ページをお願いします。

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
主な内容を説明いたします。

第1条は、令和5年12月期の期末手当の支給割合を0.1月引き上げ、「100分の165」を「100分の175」に改め、第2条で、令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当に係る支給割合を調整するため、第1条で改めた「100分の175」を「100分の170」に再度改めるものであります。

附則につきましては、第1条で公布の日から施行し、令和5年12月1日からの適用となり、第2条は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第52号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第53号について御説明いたします。

市長提出議案等21ページ、そして、議案等説明資料の17ページをお願いいたします。

議案第53号

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

市長提出議案等の22ページをお願いします。

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

先に御説明させていただきました議案第52号と全く同様の改正となっております。

第1条は、令和5年12月期の期末手当の支給割合を0.1月引き上げ、「100分の165」を「100分の175」に改め、第2条で、令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当に係る支給割合を調整するため、第1条で改めた「100分の175」を「100分の170」に再度改めるものであります。

附則につきましては、第1条は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用となり、第2条は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第53号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第54号について御説明いたします。

市長提出議案等23ページをお願いします。そして、議案等説明資料は、18ページになりますので、よろしくをお願いします。

議案第54号

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する給料月額等を引き上げるため必要があるからです。

提出議案の24ページをお願いします。

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

第1条は、令和5年12月期の一般職の常勤職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.05月引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月引き上げるとともに、行政職給料表を市長提出議案等の24ページの中段から34ページまでの表となりますけれども、この表のとおり改めるものであります。

市長提出議案等の34ページをお願いします

第2条は、令和6年度以降、6月期、12月期の期末勤勉手当に係る支給割合を平準化するための改定でございます。

附則につきましては、公布の日から施行するもので、第1条は、令和5年4月1日から適用し、第2条は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第54号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第55号について御説明いたします。

提出議案35ページ、そして、議案等説明資料は、19ページをお願いします。

議案第55号

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する給与月額等を引き上げるため必要があるからです。

市長提出議案の36ページをお願いします。

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を説明いたします。

第1条は、令和5年12月期の会計年度任用職員に係る期末手当の支給率を0.05月引き上げるとともに、給与表を市長提出議案の36ページの中段から38ページまでの表のとおり改めるものであります。

第2条は、令和6年度以降の6月期、12月期の期末手当に係る支給割合を平準化するための改定であります。

附則につきましては、公布の日から施行するもので、第1条は、令和5年4月1日から適用し、第2条は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第55号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第56号について御説明いたします。

市長提出議案39ページ、そして、議案等説明資料の20ページをお願いします。

議案第56号

清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、手当の名称変更等を行う必要があるからです。

市長提出議案の40ページをお願いします。

清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案

清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

清須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を御説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う引用条文の整理と手当の名称変更に伴うもので、第1条中「第44条」を「第26条の8」に、そして、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」にそれぞれ改めるものであります。

附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第51号から議案第56号までの御説明を終わらせていただきます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第14、議案第57号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び日程第15、議案第58号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の2案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第57号について御説明いたします。

市長提出議案等の41ページと説明資料の21ページをお開きください。

はじめに、市長提出議案等の41ページを御覧ください。

議案第57号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する必要があるからです。

次ページ、42ページを御覧ください。

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の21ページを御覧ください。改正内容について御説明いたします。

1つ目の丸印を御覧ください。概要につきましては、提案理由でも御説明いたしましたが、今回、地方税法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するものです。

その下の丸印、施行期日は、令和6年1月1日になります。

その下の丸印、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額期間になりますが、出産予定月の前月から、多胎妊娠の場合は3か月前から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を減額するもので、基本的には4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分減額するものです。

その下の丸印、出産被保険者に係る届出でございます。

世帯に出産被保険者がいらっしゃる場合で、免除を受けられたい方は、基本的には届出をしていただくこととなります。届出につきましては、当該出産被保険者の氏名、出産予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別等を届出書に記入し、提出していただきます。当該届出は、出産予定日の6か月前から行うことができることとなります。

その下の免除期間のイメージを御覧ください。

このイメージの前提としましては、令和6年1月1日の施行日を基準に、単胎妊娠の場合を想定したもので、網かけとなっている部分が免除期間となります。

少し具体的に御説明させていただきます。

上から順に、10月に出産された方は、出産月の前月はもとより、出産月の翌々月である12月までに係る額を免除しようとも、条例の施行日が4月1日となりますので、免除はできません。

その下、11月に出産された方は、同じ考え方で取り扱いますと、1月分に係る額のみ免除となり、その下、12月に出産若しくは出産予定月の方は、出産予定月である1月分並びに出産予定月の翌々月となる2月分及び3月分に係る額が免除となります。

その下の2月出産予定月の方は、出産予定月の前月である1月分から出産予定月の翌々月となる4月分に係る額が免除となり、つまり、2月出産予定月以降の方は、4か月分フルに免除を受けることができます。

なお、届出につきましては、出産予定日の6か月前から行うことができますので、1月1日の施行日を踏まえると、届出ができる時期は、免除期間のイメージにあるような形となります。

また、多胎妊娠の免除期間は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月となりますので、ただいま御説明いたしました免除期間のイメージに当てはめていただきますと、御理解いただけるものと存じます。

市長提出案件等に戻っていただき、42ページを御覧ください。

ただいま御説明いたしました出産被保険者に係る減額につきましては、清須市国民健康保険税条例第23条中に新たに1項を追加しまして、第3項としまして、それぞれ国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額における所得割額並びに均等割額の減額事項を加えるものです。

次ページ、43ページを御覧ください。

出産被保険者に係る届出につきましては、条例第24条の2の次に新たに24条の3を追加し、届出に記載する内容や届出の時期等に関する事項を加えるものです。

次ページ、44ページを御覧ください。

附則になります。

1項では、施行日について、この条例は、令和6年1月1日から施行するものです。

2項では、経過措置について、改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

議案第57号についての御説明は、以上でございます。

続きまして、議案第58号について御説明いたします。

市長提出議案等の45ページと説明資料につきましては、22ページをお開きください。

はじめに、市長提出議案等の45ページを御覧ください。

議案第58号

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、個人番号を独自に利用することができる事務に福祉医療制度による医療費の支給に関する事務及び不妊治療に要する費用の助成に関する事務を追加するとともに、庁内において連携することができる特定個人情報に福祉医療制度における受給資格者又は不妊治療費助成制度における対象者の確認に必要な情報を追加するため必要があるからです。

次ページ、46ページを御覧ください。

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の22ページを御覧ください。

改正内容について御説明いたします。

今回の条例改正は、新たに個人番号を独自に利用することができる事務に福祉医療制度による医療費の支給に関する事務及び不妊治療に要する費用の助成に関する事務を追加するとともに、庁内において連携することができる特定個人情報に福祉医療制度における受給資格者又は不妊治療費助成制度における対象者の確認に必要な情報を追加するものです。

そもそも、福祉医療制度及び不妊治療費の助成制度は、健康保険の加入者に対し助成をしており、その確認は、健康保険証を用いて行っております。今後、健康保険証が廃止され、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードと一体化された場合、基本的に、健康保険証に変えて個人番号により確認する必要があるとございます。この場合、個人番号を利用することができるよう条例に位置づけなければならず、本条例別表1の個人番号を独自に利用することができる事務に、本市独自の事務である子ども医療費や障害者医療などの福祉医療費の支給に関する事務及び不妊治療に要する費用の助成に関する事務を追加し、別表2の庁内において連携することができる特定個人情報に医療保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報を始め、地方税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報など、福祉医療制度の事務に係る特定個人情報及び不妊治療に要する費用の助成に関する事務に係る特定個人情報を追加するものでございます。

市長提出議案等に戻っていただきますと、46ページから49ページにかけて、ただいま御説明いたしました内容を条文として整理をさせていただいております。

最後に、49ページ下段の附則を御覧ください。

この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第58号についての御説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第16、議案第59号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長（加藤 久喜君）登壇 >

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第59号について御説明いたします。

令和5年12月清須市議会定例会市長提出議案等の51ページと令和5年12月清須市議会定例会市長提出議案等の説明資料の23ページを御覧ください。

まず、議案等の51ページです。

議案第59号

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

議案等の52ページを御覧ください。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を

次のように改正する。

改正内容を説明させていただきます。

説明資料の23ページに目を移していただきまして、3つ目の丸を御覧ください。

今回の改正は、第15条において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理を行うとともに、第36条において、特別利用教育の基準に係る義務化規定の整理を行うものです。

それでは、議案の52ページを御覧ください。中ほどの附則となります。

この条例は、公布の日から施行する。

議案59号の説明は、以上となります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第17、議案第60号 清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案について、上下水道課長より内容の説明を求めます。

伊藤上下水道課長。

< 上下水道課長（伊藤 嘉規君）登壇 >

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

上下水道課長、伊藤でございます。

議案第60号について御説明いたします。

議長提出議案等の53ページをお願いいたします。併せて、説明資料の24ページも御覧ください。

議案第60号

清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

提出議案等の54ページを御覧ください。

清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案

清須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

清須市空家等対策協議会条例の一部を次のように改正する。

改正内容でございます。

第1条中、第7条第1項を第8条第1項に改めるものでございます。

上位法である空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用条項を整理するものでございます。

附則です。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号の説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第18、議案第61号 工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結について、教育部長より内容の説明を求めます。

石黒教育部長。

< 教育部長（石黒 直人君）登壇 >

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

議案第61号について御説明いたします。

令和5年12月清須市議会定例会市長提出議案等の55ページ、併せて、市長提出議案等説明資料の25ページをお願いいたします。

はじめに、提出議案等の55ページをお願いします。

議案第61号

工事請負契約（清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事）の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事
- 2 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札
- 3 契約の金額 13億8,160万円
- 4 契約の相手方 名古屋市中区大須一丁目6番47号

川崎設備工業株式会社中部支社 常務取締役支社長 番 清彦

5 契約の期間 着手 契約の日の翌日、完了 令和7年7月31日

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

56ページを御覧ください。

工事入札結果について御報告いたします。

工事名は、清須市清洲勤労福祉会館ヒートポンプ等改修工事でございます。

工事箇所は、愛知県清須市清洲2537番地でございます。

工事内容の主なものといたしましては、設備工事として、既存ヒートポンプ撤去、ガスヒートポンプエアコン、電気式ヒートポンプエアコンの室外機・室内機新設、受変電設備、非常用発電機更新などがございます。

次に、建築工事として、設備更新に伴う内部天井工事、外部屋根屋上防水工事、トイレ部洋式化工事などがございます。

開札期日は、令和5年10月20日でした。

入札参加業者は1社で、評価値が1.11でありました川崎設備工業株式会社中部支社が落札者となりました。

工事概要及び参考図面につきましては、説明資料の25ページ、27ページに掲載をさせていただきました。

議案第61号の説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第19、議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長（加藤 久喜君）登壇 >

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第62号について御説明いたします。

令和5年12月清須市議会定例会市長提出議案等の57ページ、令和5年12月清須市議会定例会市長提出議案等説明資料の29ページを御覧ください。

まず、議案等の57ページです。

議案第62号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 清須市清洲総合福祉センター

2 指定管理者となる団体

(1) 名称 社会福祉法人清須市社会福祉協議会

(2) 所在地 愛知県清須市一場古城604番地15

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

次に、指定管理者候補の選定の考え方になります。

説明資料の29ページに目を移してください。

三つ目の丸を御覧ください。指定管理者に公の施設の管理を行わせようとする場合は、本来、公募とするとされておりますが、今回、候補団体である社会福祉法人清須市社会福祉協議会については、現在も指定管理者として清洲福祉総合センターの管理を行っている団体であり、施設の性質、実績等から、公の施設の設置の目的を効果的に達成することができることから、清須市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書きの規定により、公募を行わないこととしました。

議案第62号の説明は、以上となります。

議長（伊藤 嘉起君）

ここで、10時50分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時36分 休憩 ）

（ 時に午前10時50分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第63号 市道路線の認定及び廃止について、上下水道課長より内容の説明

を求めます。

伊藤上下水道課長。

< 上下水道課長（伊藤 嘉規君）登壇 >

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

上下水道課長の伊藤でございます。

議案第63号について御説明いたします。

市長提出議案等の59ページをお願いいたします。併せて、説明資料の30ページもお願いいたします。

議案第63号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線の認定及び廃止をすることについて、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、民間事業者が計画する開発事業に対応するため、市道路線の認定及び廃止をする必要があるからです。

提出議案等の60ページを御覧ください。

今回認定する路線です。路線番号4319、路線名 白弓郷ケ島1号線、起点 清須市春日白弓150番2地先、終点 清須市春日郷ケ島24番地先、延長267mです。

61ページをお願いいたします。

61ページは、概要図になります。

市の北東部で、水場川付近の路線です。

62ページをお願いいたします。62ページは詳細図1で、認定路線は中央の太い矢印の箇所となります。

63ページをお願いいたします。63ページは、市道廃止路線です。路線番号、路線名及び起点は、市道認定路線と同じです。終点が清須市郷ケ島49番地先、延長は326.7mです。

64ページをお願いいたします。64ページは、概要図になります。

65ページをお願いいたします。65ページは、詳細図2でございます。先ほどの市道認定路

線詳細図 6 2 ページと見比べていただきますと、矢印の先の部分、いわゆる終点の箇所が 1 スパン分違っていることがお分かりいただけると思います。この約 6 0 メートル分の路線を民間事業者が計画する開発事業に対応するため、認定及び廃止をするものでございます。

議案第 6 3 号の説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第 2 1、議案第 6 4 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 6 号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第 6 4 号について御説明します。

それでは、タブレットの more NOTE を設定を 1 画面表示にさせていただき、令和 5 年度一般会計特別会計補正予算及び説明書の 1 ページを御覧ください。

議案第 6 4 号

令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度清須市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 8, 9 0 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 9 億 5 3 2 万 4, 0 0 0 円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条は、債務負担行為の補正です。

債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 3 条は、地方債の補正です。

地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

清須市長 永田純夫

2 ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、補正額9,187万8,000円の増額、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。歳出事業に連動した生活保護費負担金、保健衛生費負担金及び社会福祉費補助金の増額です。

16款県支出金、補正額708万5,000円の増額、第1項県負担金と2項県補助金です。歳出事業に連動した社会福祉費負担金及び社会福祉費補助金の増額です。

18款寄附金、補正額1億3,071万2,000円の増額、1項寄附金です。ふるさと寄附金が当初の見込みを上回ったことによる1億3,000万円の増額、社会福祉事業への指定寄附金7万5,000円の増額及び保健衛生事業への指定寄附金63万7,000円の新規計上です。

21款諸収入、補正額127万円の増額、5項雑入です。

22款市債、補正額4億2,000万円の減額、1項市債です。令和5年度から令和7年度で実施する清洲勤労福社会館、アルコ清洲のヒートポンプ等改修工事について、契約額の確定及び年度割額が変更になったことに伴う令和5年度整備費の減額に連動し、体育施設整備事業債についても減額するものです。

3ページを御覧ください。

歳出です。

1款議会費、補正額100万4,000円の増額、1項議会費です。人事院勧告に鑑みた給与改定について、議会議員の期末手当の増額等をするものです。

2款総務費、補正額1億2,939万3,000円の増額、1項総務管理費から6項監査委員費までです。主なものは、各項にわたり人事院勧告に鑑みた給与改定の市長、副市長、一般職及び会計年度任用職員の期末手当等の増額。総務管理費では、歳入でも説明をしましたが、ふるさと寄附金が当初の見込みを上回ったことに伴う返礼品に係る経費5,929万7,000円の増額、また、本補正予算における収入超過額については、財政調整基金に積み立てることにしました。この第6号補正後の財政調整基金現在高は22億9,584万5,000円となります。

なお、3款から10款まで、10款には教育長も含まれますが、各款にわたり、それぞれ人事院勧告に鑑みた給与改定等について同様の補正を行っています。

3款民生費、補正額1億7,305万3,000円の増額、1項社会福祉費から3項生活保護費までです。主なものは、子育て世帯の負担軽減の観点から、令和6年1月から開始する産前産

後における国民健康保険税の免除制度に係る特別会計繰出金45万9,000円の増額、当初の見込みよりも一人当たりの医療費が増加したことに伴う子ども医療費支給費2,626万3,000円の増額、指定寄附を活用した西枇杷島老人福祉センターの教材用備品の購入費7万5,000円の増額、令和6年4月に予定している子育て応援に関する宣言に合わせて、市が実施している子育て支援施策の情報を発信するための子育て情報発信費107万2,000円の新規計上、当初の見込みよりも被保護者数が増加したことに伴う生活保護扶助費1億1,940万2,000円の増額です。

4款衛生費、補正額3,588万5,000円の減額、1項保健衛生費です。主なものは、指定寄附を活用した保健センターの教材用備品の購入費63万7,000円の増額です。

6款農林水産業費、補正額125万1,000円の減額、1項農業費です。

7款商工費、補正額266万1,000円の減額、1項商工費です。

8款土木費、補正額930万2,000円の減額、1項土木管理費と4項都市計画費です。

9款消防費、補正額694万8,000円の増額、1項消防費です。

10款教育費、補正額4億5,035万4,000円の減額、1項教育総務費から6項保健体育費です。

主なものは、歳入でも説明をしましたが、令和5年度から令和7年度で実施する清洲勤労福祉会館、アルコ清洲のヒートポンプ等の改修工事について、契約額の確定及び年度割額が変更になったことに伴う令和5年度整備費4億3,423万6,000円の減額です。

なお、令和6年度以降の整備費は、令和5年度の減額に伴い4億2,301万7,000円の増額となりますが、総事業費は14億4,525万2,000円、1,121万9,000円の減額となりますので、この後、第2表 債務負担行為補正で限度額も変更します。

4ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正です。

上段の表は、清洲総合福祉センター管理業務指定管理者委託事業の追加です。令和6年度以降も引き続き社会福祉を推進する団体である社会福祉法人清須市社会福祉協議会に指定管理者の指定を行い、効率的、効果的な施設運営を行います。

期間は、協定の締結をする令和5年度から令和10年度まで、限度額、支出予定額は、令和6年度から令和10年度までの5年間で1億6,758万円です。

下段の表は、清洲勤労福祉会館、アルコ清洲整備事業の変更です。歳出でも説明をしましたと

おり、契約額の確定及び年度割額が変更になったことに伴い、令和5年度整備費を減額するとともに、令和6年度から令和7年度までの限度額を8億5,428万2,000円から12億7,729万9,000円に変更します。

5ページを御覧ください。

第3表 地方債補正です。

体育施設、アルコ清洲整備事業限度額の変更です。補正前は限度額6億5,000万円を計上していましたが、契約額の確定及び年度割額が変更になったことに伴い、令和5年度の限度額を4億2,000万円減額し、補正後の限度額を2億3,000万円とするものです。

議案第64号の説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第22、議案第65号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案及び日程第24、議案第67号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案の2案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第65号について御説明いたします。

それでは、令和5年度一般会計特別会計補正予算及び説明書の37ページをお開きください。

議案第65号

令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ473万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億645万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

それでは、次ページ、38ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

1款国民健康保険税、補正額45万9,000円の減額、1項国民健康保険税です。内容につきましては、議案第57号で御説明いたしました産前産後における出産被保険者に係る所得割額及び均等割額の免除に伴う国民健康保険税の減額です。

4款繰入金、補正額519万2,000円の増額、1項他会計繰入金です。内容につきましては、職員人件費の増額及び歳入で減額いたしました産前産後保険税の補填に伴う一般会計からの繰入金の増額です。

なお、産前産後保険税の補填分の財源につきましては、国費2分の1、県費4分の1、市費4分の1で賄うものでございます。

次ページ、39ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1款総務省、補正額473万3,000円の増額、1項総務管理費です。内容につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う職員人件費の増額でございます。

議案第65号の御説明は、以上でございます。

続きまして、議案第67号について御説明いたします。

令和5年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の65ページをお開きください。

議案第67号

令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度清須市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,296万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

それでは、次ページ、66ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

2款繰入金、補正額12万円の増額、1項他会計繰入金です。内容につきましては、職員給与費における一般会計からの繰入金の増額です。

次ページ、67ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費、補正額12万円の増額、1項総務管理費です。内容につきましては、会計年度任用職員報酬等、職員人件費の増額でございます。

議案第67号の御説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第23、議案第66号 令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長（加藤 久喜君）登壇 >

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第66号について説明いたします。

それでは、令和5年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の51ページを御覧ください。

議案第66号

令和5年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ597万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,851万3,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

歳入歳出予算説明書の52ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入を説明させていただきます。

3款国庫支出金、補正額78万3,000円の増額、2項国庫補助金です。

4款支払基金交付金、補正額1万2,000円の増額、1項支払基金交付金です。

5款県支出金、補正額5,000円の増額、2項県補助金です。

7款繰入金、補正額517万7,000円の増額、1項他会計繰入金及び2項基金繰入金です。

補正内容になります。歳出においても説明をさせていただきますが、一般介護予防事業に従事する会計年度任用職員の職員人件費の増額による国・県・市及び支払基金交付金などの財源構成分の増額、そのほか一般会計からの職員人件費の繰入金、システム改修費の充当先である国庫支出金の増額となります。

53ページをお願いいたします。

歳出を説明させていただきます。

1款総務費、補正額593万3,000円の増額、1項総務管理費です。

3款地域支援事業費、補正額4万4,000円の増額、2項一般介護予防事業費です。

補正内容になります。

1款総務費では、人事異動並びに令和5年度人事院の国会及び内閣に関する給与改定に関する勧告に鑑み、一般職と介護認定等従事する会計年度任用職員に対して支給する給与月額等の引上げによる職員人件費の増額と令和6年度からの介護報酬改定等の対応をするため、システム改修を行う費用の増額となります。

また、3款地域支援事業費では、介護予防事業に従事する会計年度任用職員に対して、人事院勧告による期末手当の支給割合等の引上げをするものでございます。

議案第66号の説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第25、議案第68号 令和5年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案及び日程第26、議案第69号 令和5年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案の2案件について、上下水道課長より内容の説明を求めます。

伊藤上下水道課長。

< 上下水道課長（伊藤 嘉規君）登壇 >

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

上下水道課長の伊藤でございます。

議案第68号について御説明いたします。

令和5年度水道事業会計下水道事業会計補正予算書及び説明書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第68号

令和5年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条は、総則です。

令和5年度清須市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出です。

令和5年度清須市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、既決予定額2億3,899万円、補正予定額として13万4,000円を増額し、計2億3,912万4,000円。

第1項営業費用、既決予定額2億3,044万8,000円、補正予定額として13万4,000円を増額し、計2億3,058万2,000円。

第3条は、資本的支出です。

予算第4条本文括弧書中「9,675万9,000円」を「9,704万8,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、既決予定額1億7,609万6,000円、補正予定額として28万9,000円を増額し、計1億7,638万5,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億1,667万5,000円、補正予定額として28万9,000円を増額し、計1億1,696万4,000円。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費、既決予定額2,069万8,000円、補正予定額として42万3,000円を増額し、計2,112万1,000円。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

続きまして、2、3ページをお願いいたします。

左側のページを御覧ください。

令和5年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

(1) 収益的支出 1 款水道事業費用、1 項営業費用、5 目総係費、補正予定額 1 3 万 4, 0 0 0 円の増額につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴う人件費の増額です。

(2) 資本的支出 1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水設備工事費、補正予定額 2 8 万 9, 0 0 0 円の減額につきましても、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴う人件費の増額でございます。

議案第 6 8 号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第 6 9 号について御説明いたします。

同じ資料の 1 1 ページを御覧ください。

議案第 6 9 号

令和 5 年度清須市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条は、総則です。

令和 5 年度清須市下水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的支出です。

令和 5 年度清須市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款下水道事業費用、既決予定額 1 6 億 1, 6 8 4 万 7, 0 0 0 円、補正予定額として 1 9 4 万 1, 0 0 0 円を増額し、計 1 6 億 1, 8 7 8 万 8, 0 0 0 円。

第 1 項営業費用、既決予定額 1 4 億 4, 7 2 5 万 6, 0 0 0 円、補正予定額として 1 9 4 万 1, 0 0 0 円を増額し、計 1 4 億 4, 9 1 9 万 7, 0 0 0 円。

第 3 条は、資本的支出です。

予算第 4 条本文括弧書中「6 億 1, 6 2 4 万 8, 0 0 0 円」を「6 億 1, 5 2 8 万円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款資本的支出、既決予定額 2 6 億 4, 9 8 5 万 8, 0 0 0 円、補正予定額として 1 1 4 万 8, 0 0 0 円を減額し、計 2 6 億 4, 8 7 1 万円。

第 1 項建設改良費、既決予定額 2 0 億 3, 1 5 0 万 9, 0 0 0 円、補正予定額として 1 1 4 万 8, 0 0 0 円を減額し、計 2 0 億 3, 0 3 6 万 1, 0 0 0 円。

第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 既決予定額 5,967万5,000円、補正予定額として79万3,000円を増額し、計6,046万8,000円。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

続きまして、12、13ページをお願いいたします。左側になります。

令和5年度清須市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

(1) 収益的支出 1款下水道事業費用、1項営業費用、6目総係費、補正予定額194万1,000円の増額につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴う人件費の増額です。

(2) 資本的支出 1款資本的支出、1項建設改良費、3目建設総係費、補正予定額114万8,000円の減額につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動などに伴う人件費の減額になります。

議案第69号の説明は、以上でございます。

議長(伊藤 嘉起君)

日程第27、報告第8号 専決処分した事件(損害賠償の額を定め、和解すること)の報告について、危機管理部長より報告を求めます。

丹羽危機管理部長。

< 危機管理部長(丹羽 久登君)登壇 >

危機管理部長(丹羽 久登君)

危機管理部長、丹羽です。

報告第8号について御説明いたします。

それでは、市長提出議案の67ページを御覧ください。

報告第8号

専決処分した事件(損害賠償の額を定め、和解すること)の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

この報告第8号は、議会で指定された100万円以下の事案になります。

68ページを御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて

危機管理部所管分1件です。

専決処分年月日は、令和5年11月2日、発生日は、令和5年4月8日です。

次に、一番右の欄、事件概要を御覧ください。

事件概要は、清須市西枇杷島町上新36番地先の踏切手前の道路において、定例パトロールを実施していました清須市消防団西枇杷島第一分団の消防団員が運転する消防自動車が、名鉄電車の人身事故の影響により不通となっていた当該踏切から別の道路へ迂回するために後退したところ、後方で停止していた相手方の自動車に衝突し、相手方を負傷させるとともに、物的損害を与えたものです。

左の欄、損害賠償の額です。損害賠償の額は、74万6,838円です。

相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。

報告第8号の説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第28、報告第9号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について、上下水道課長より報告を求めます。

伊藤上下水道課長。

< 上下水道課長（伊藤 嘉規君）登壇 >

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

上下水道課長の伊藤でございます。

報告第9号について御説明いたします。

市長提出議案等の69ページをお願いいたします。

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和5年12月1日提出

清須市長 永田純夫

70ページをお願いいたします。

損害賠償の額を定め、和解することについて、建設部所管分でございます。

専決処分年月日 令和5年10月18日、発生日 令和5年8月30日、相手方の住所及び氏名につきましては、記載のとおりでございます。損害賠償の額は、5万9,180円でございます。

事件概要になります。

清須市春日焼田123番地先の道路において、市職員の草刈り作業による飛び石が原因となる自動車の窓ガラスの損傷事故が発生し、相手方に物的損害を与えたもので、保険で対応しております。

報告第9号の説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

これで、報告第8号、報告第9号の報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日は、散会といたします。

なお、次回本会議は、12月4日月曜日午前9時30分から再開をいたします。

早朝より大変御苦労さまでございました。

（ 時に午前11時28分 散会 ）